

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

東北地方太平洋沖地震災害に関する
緊急要望書

平成23年3月25日

茨城県知事 橋本 昌

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と日本国内観測史上最大規模を記録するとともに、その後の大津波も重なり、死者・行方不明者がこれまでに2万人を超えるなど、戦後最悪の自然災害となっています。

本県におきましても、最大で震度6強を記録し、死者20名、負傷者662名、全壊・半壊家屋1,813戸の被害を受け、福島県からの避難民約1,700名を含め、現在でも約3,100名の方が避難所生活を余儀なくされております。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農産物の出荷制限や水の摂取制限など新たな問題も発生し、県民の不安も高まってきております。

つきましては、この未曾有の危機を乗り越え、一日も早い安全安心な生活環境の回復を図るため、下記のとおり特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

記

1 農林水産物の出荷や飲食物の摂取等を制限する放射能の基準等について

- (1) 原子力災害時における国民の健康を守るため、放射能汚染による農林水産物の出荷規制や、摂取を制限する飲食物の指定及び区域の設定に係る基準は、食品衛生法等の個別法令によるものではなく、原子力災害対策特別措置法に基づき別途策定すること。
- (2) 暫定規制値については非常に厳しい基準となっており、混乱の一因ともなっているため、早急に見直すこと。例えば、野菜類の規制値は、2000Bq/kg以下とされているが、仮に、2000Bq/kgの野菜類30品目を20gずつ一年間食べ続けた場合に受ける放射線量は6.9mSvと、全身CTスキャン1回分の放射線量にも満たないものであり、適切に改訂を行うこと。

(3) 安全が確認された農畜産物よりも検査を行っていない農畜産物の方が流通している現状にかんがみ、各地域でバランスのとれた検査を行うよう努めること。

(4) 農畜産物の安全確認検査においては、意思疎通や対応の遅れを招かないよう、厚生労働省、農林水産省など関係省庁が、原子力災害対策本部の下で、情報を共有し、迅速かつ一体的な判断と対応に尽力すること。

(5) 放射能測定の結果、暫定規制値以下の農畜産物や水については、積極的に「安全宣言」等を政府主導で行い、風評被害の防止に努めること。また、既に出荷規制をしている農畜産物についても、安定して暫定規制値以下の値となった場合、迅速な指定解除を行うこと。

2 医療・福祉等関連施設の迅速な災害復旧への支援について

甚大な被害を受けた医療機関、福祉施設、水道施設等について早急に復旧が図れるよう、必要かつ十分な財政的支援を行うこと。

また、医療や福祉の提供については、一刻の猶予も許されないことから、医療スタッフや福祉人材の派遣など被災地の医療福祉機関の機能を維持するための仕組みを国の責任において構築すること。

3 心のケアに対する支援について

今回の災害で受けたショック等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等の確保について、十分な人的、財政的な支援を行い、心のケアが十分に実施できるよう配慮すること。

特に、健康不安のある妊産婦や乳幼児に対する健康相談や子ども、高齢者、障害者等社会的弱者に対するケアなど支援策に万全を期すること。

4 県外からの避難者に対する支援について

市町村が県外からの避難者に対する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場合や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合の費用負担を全額国庫負担とするなど、国として費用負

担のあり方を明確にすること。

5 水害を受けた地域の衛生対策について

水害を受けた地域では、消毒薬が不足しており、その確保が難しい状況にあるため、早急に供給体制の確立を図ること。

6 災害救助法の柔軟な適用について

被災者への公営住宅の無償提供や被災地から要請のない場合の救援自治体における救援物資の輸送・保管・職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費についても災害救助法の対象とするなど運用の弾力化を図ること。

農林水産大臣

鹿野 道彦 殿

東北地方太平洋沖地震災害に関する
緊急要望書

平成23年3月25日

茨城県知事 橋本 昌

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と日本国内観測史上最大規模を記録するとともに、その後の大津波も重なり、死者・行方不明者がこれまでに2万人を超えるなど、戦後最悪の自然災害となっています。

本県におきましても、最大で震度6強を記録し、農業用水施設や漁港などの施設に壊滅的な被害が発生しており、田植えや操業再開に向けて早急な復旧が求められています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農産物の出荷制限やこれに伴う風評被害といった問題が発生し、平成11年に発生したJCO 臨界事故による風評被害を体験した本県としては、一日も早い事態の収束に懸命に取り組んでいるところです。

つきましては、この未曾有の危機を乗り越え、一日も早い復興を図るため、下記のとおり特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

記

- 1 原発事故に伴う農畜産物などに対する補償と風評被害対策について
 - (1) 原子力災害対策特別措置法に基づき出荷自粛を求められた農業者や、風評による価格下落などの被害を蒙っている関係事業者に対して、農畜産物の買い取りなどを含め、速やかに万全の補償を行うこと。
また、出荷自粛や風評被害に直面している関係事業者の窮状を踏まえ、当面の生活や経営維持のためのつなぎ資金対策を講じること。
 - (2) 流通関係全般における風評被害を抑制するよう、監視強化などあらゆる施策を早急に講じること。
また、原発事故による農畜産物などへの影響がどのようなものなのかを国民に正確に理解されるよう、報道機関などに対し、的確な情報と知識の提供に最大限の努力を払うこと。
さらに、本県では、これまでに23品目の安全確認検査を行い、ネギ、イチゴ、トマト、ピーマン、レタス、豚肉など20品目が暫定規制値未満であることを確認しているが、安全を確認したデータに関しても客観的かつ正確な情報の提供に努めること。また、安全が確認さ

- れた農畜産物よりも検査を行っていない農畜産物の方が流通している現状にかんがみ、各地域でバランスのとれた検査を行うよう努めること。
- (3) 出荷自粛を要請している品目に関して、今後安定的に暫定規制値を下回る場合には速やかに出荷自粛要請を解除するとともに、例えば原乳では、クーラーステーションごとに自粛要請を解除するなど、地域指定の弾力化を検討すること。
- (4) 原発事故に対する不安感から、外国人実習生が大量に集団帰国している実態を踏まえ、外国人実習生が安心して研修を継続できるよう、各国大使館はじめ外国人に対しても正確な情報と知識の普及に努めること。
- (5) 農畜産物の安全確認検査においては、意思疎通や対応の遅れを招かないよう、厚生労働省、農林水産省など関係省庁が、原子力災害対策本部の下で、情報を共有し、迅速かつ一体的な判断と対応に尽力すること。
- (6) 原発事故に伴い様々な影響を蒙った関係事業者の円滑な経営再開・再建を支援するため、今後、政府として中長期的な対策を含めて万全の措置を講じること。

2 農林水産業関連施設の迅速な災害復旧への支援について

- (1) 甚大な被害を受けた農地・農業用施設、林道・治山施設、漁港・漁業用施設等について、早期に復旧が図れるよう、必要な財政的支援を行うとともに、地域の実情に応じた迅速かつ弾力的な対応を行うこと。
- (2) 特に、農地・農業用施設においては、基幹的水利施設を中心に甚大な被害が出ていることを踏まえ、田植時期に間に合うよう早急な復旧のための措置を講じること。
また、早場米地域などの実情によっては、本年の作付け自体を見合わさざるを得ない事態も想定されることから、地域の実情を踏まえたつなぎ資金対策や所得補償対策を検討すること。

国土交通大臣

大島 章宏 殿

東北地方太平洋沖地震災害に関する
緊急要望書

平成23年3月25日

茨城県知事 橋本 昌

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と日本国内観測史上最大規模を記録するとともに、その後の大津波も重なり、死者・行方不明者がこれまで2万人を超えるなど、戦後最悪の自然災害となっています。

本県におきましても、最大震度6強を記録し、社会基盤を成す道路、鉄道、港湾などの公共インフラ等が損壊するなど、県民生活や経済活動等に大きな支障が生じております。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、観光客の減少などこれに伴う風評被害といった問題が発生し、平成11年に発生したJCO臨界事故による風評被害を体験した本県としては、一日も早い事態の収束に懸命に取り組んでいるところです。

つきましては、この未曾有の危機を乗り越え、一日も早い復興を図るため、下記のとおり特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

記

1 港湾機能の早期復旧に係る支援について

港湾機能の回復については、本県のみならず日本経済の復興に果たす役割が極めて重要であることから早急な復旧が期待されており、下記のとおり措置すること。

- (1) 茨城港（常陸那珂港区、日立港区）、鹿島港における直轄事業を含む岸壁の早期復旧や航路泊地の水深確保を図るため、十分な予算を確保すること。
- (2) 茨城港（大洗港区）におけるフェリー航路を緊急に確保するため、県が行う応急復旧による航路・泊地の淤滞について支援すること。
- (3) 激甚災害に係る災害復旧事業の対象を拡大し、荷役機械を含む港湾機能施設の復旧に対する国の支援を行うこと。

2 道路、河川、公園など被災公共施設等の早急な復旧について

- (1) 特別立法を制定することなどにより、激甚災害復旧事業の対象範囲の拡大や国庫負担率のかさ上げなどを行い、住民の生活や経済活

動の基盤である道路や河川、公園、下水道、海岸などの被災公共施設について十分な復旧予算を確保し、早急な事業進捗に向けて支援を行うこと。

- (2) 地方の甚大な被害状況に鑑み、県や市町村に対して、災害復旧事業に対する人的支援と技術的支援を行うこと。

3 公共交通の確保について

いまだ多くの区間で復旧の見通しが立たない鉄道各線の早期復旧に努めること。また、復旧までの間、地域住民の通勤や通学に欠かせない代替バス等の輸送手段を確保すること。

さらに、鹿島臨海鉄道やひたちなか海浜鉄道など経営基盤が脆弱な地方鉄道については、運転再開の見通しが立たない状況にあることから、国の支援制度の拡充・強化を図ること。

4 国内外に向けて的確な情報の発信について

観光施設等に大きな被害が生じるとともに、茨城空港が閉鎖され、海外路線が運休になるなど本県の観光産業は多大な損害を受けている。

については、観光施設等の早期復旧への支援及び風評被害の補償、さらには、国内はもとより国外に向けて的確な情報を発信し、海外での過剰反応を抑制するよう努めること。